

旭川医科大学病院患者医療相談等に係る検討委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院患者医療相談等に係る検討委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院患者医療相談等に係る検討委員会規程（平成16年旭医大達第140号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 副病院長のうちから 1人</p> <p>(2) 内科系の診療科長のうちから 1人</p> <p>(3) 外科系の診療科長のうちから 1人</p> <p>(4) 中央診療施設等の部長又はセンター長のうちから 1人</p> <p>(5) 事務局次長（総務・教務担当）</p> <p>(6) 事務局次長（病院担当）</p> <p>(7) 副看護部長のうちから 1人</p> <p>(8) その他病院長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号の委員は、病院長が指名する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) <u>事故防止・安全問題担当</u>の副病院長のうちから 1人</p> <p>(2) 内科系の診療科長のうちから 1人</p> <p>(3) 外科系の診療科長のうちから 1人</p> <p>(4) 中央診療施設等の部長又はセンター長のうちから 1人</p> <p>(5) 事務局次長（総務・教務担当）</p> <p>(6) 事務局次長（病院担当）</p> <p>(7) 副看護部長のうちから 1人</p> <p>(8) その他病院長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号の委員は、病院長が指名する。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規程は、令和3年9月24日から施行し、改正後の第3条第1項第1号の規定は、令和3年7月1日から適用する。

**【改正理由】**

患者医療相談等に係る検討委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。